

仕 様 書

1 業務名

防火・防災管理体制検証指導業務

2 業務概要

本業務は、札幌市内に所在する各防火対象物の関係者が、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の規定により防火・防災管理に関する消防計画に基づき実施する消火、通報、避難等の訓練について、実際の災害発生時に的確な対応が図られるように訓練の実施内容を検証し、必要な指導（以下「検証指導」という。）を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 実施対象物

検証指導を実施する防火対象物（以下「検証対象物」という。）は、次に掲げる用途等のうち委託者が指定したものとし、委託予定件数は504件とする（別添1のとおり）。ただし、検証対象物側の都合により、実施できない場合があることから、委託予定件数が減じられることがある。具体的な検証対象物の名称、所在地、階層、面積規模、連絡先等の一覧表、その他業務の実施に必要な情報については、契約締結後に委託者が示すものとする。

(1) 防火管理体制検証対象物

法第8条第1項の規定により防火管理を要する防火対象物のうち、次に掲げるもの。

ア 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1の(5)項イ（旅館・ホテル）に掲げるもののうち、階層が3以上、かつ、延べ面積が1,000㎡を超えるもの。

イ 政令別表第1の(6)項イ（病院）又は(6)項ロ（社会福祉施設）に掲げるもののうち、延べ面積が1,000㎡を超えるもの。

ウ 政令別表第1の(4)項（物品販売店舗）に掲げるもののうち、収容人員が300人以上で、階層が3以上、かつ、延べ面積が1,000㎡を超えるもの。

エ 政令別表第1の(16)項イ（複合用途防火対象物）に掲げるもののうち、

上記ア～ウの条件に該当する部分が含まれるもの。

(2) 防災管理体制検証対象物

法第 36 条第 1 項の規定により防災管理を要する防火対象物のうち、次に掲げるもの。

ア 地下において、他の防火対象物と接続しているもの。

イ 政令別表第 1 の(4)項（物品販売店舗）に掲げるもののうち、収容人員が 300 人以上で、階層が 3 以上、かつ、延べ面積が 1,000 m²を超えるもの。

5 業務従事者

(1) 本業務に従事する者の資格は下記ア、イのとおりとする。

ア 検証指導当日に従事する者すべて

(ア) 防火管理体制検証対象物

防火管理者かつ自衛消防組織の統括管理者

(イ) 防災管理体制検証対象物

防災管理者かつ自衛消防組織の統括管理者

イ 業務の指導的役割を担う者（下記いずれかの資格を有する者を 1 名）

(ア) 防火対象物点検資格者かつ防災管理点検資格者

(イ) 予防技術資格者の経歴を有する者

(2) 契約締結後、速やかに(1)ア及びイの要件を満たすことを証する書類を添えた業務従事者名簿を提出し、承認を受けること。

(3) 業務従事者は、上半身の見やすい位置に常に身分証明書を着用し業務に従事すること。

6 事前調整

(1) 受託者は契約締結後、速やかに、すべての検証対象物の関係者あてに本業務の実施案内文書を郵送すること。

(2) 検証指導の実施日及び実施順については、検証対象物の関係者からの要望や月別の実施件数を勘案し、受託者において計画性をもって決定すること。

7 業務方法

次によるほか、別に支給する「防火管理体制における自衛消防訓練の手引き」を参考に、委託者と十分な協議を行った上で業務を実施すること。

(1) 防火管理体制検証対象物

ア 本業務は、検証対象物の防火管理者をはじめとする関係者に、火災を想定した消火、通報、避難等の実働訓練（旅館・ホテル及び病院・社会福祉施設は夜間の体制）を実施させ、一連の対応行動がそれぞれの検証対象物ごとに定める限界時間内（契約締結後に示す情報に記載）に完了したかどうか、また、その行動が適切かどうかを検証し、その結果に基づいて必要な指導を行うものである。

イ 事前準備

検証対象物の関係者及び防火管理者と次の事項について面談等で、打ち合わせを行うこと。

- (ア) 訓練の目的
- (イ) 訓練実施日時
- (ウ) 訓練参加者人数
- (エ) 訓練の実施方法
- (オ) 訓練の実施に係る消防機関への通報（訓練の計画、実施結果）

ウ 検証指導当日

- (ア) 検証は、検証対象物の規模や訓練の参加者人数に応じて、必要な人員（最低3名を確保すること）を配置するとともに、訓練における対応行動の適否及び所要時間について、用途に応じた対応行動測定表（様式1-1、様式1-2、様式1-3）に従い確認すること。また、訓練実施中の写真を1枚以上撮影すること。
- (イ) 指導は、訓練終了後に検証対象物の関係者、防火管理者に対して、の検証結果に基づく改善事項や推奨事項について面談等により行うこと。
- (ウ) 実施する用途に応じた防火管理体制検証結果書（様式2-1、様式2-2、様式2-3）を2部作成し、1部を関係者に交付するとともに、別の1部には立会者の署名を求め、受託者が持ち帰ること。

エ 検証指導終了後

検証指導の実施結果を踏まえ、防火管理体制検証実施記録表（様式3-1、様式3-2、様式3-3）を作成すること。なお、限界時間を超過した場合は、様式中の指導事項欄に改善内容を記載すること。

(2) 防災管理体制検証対象物

ア 本業務は、検証対象物の防災管理者をはじめとする関係者に、大規模地震を想定したシミュレーション訓練を実施させ、自衛消防隊の対応行

動が適切かどうかを検証し、その結果に基づいて必要な指導を行うものである。

イ 事前準備

検証対象物の関係者及び防災管理者と次の事項について、面談等で打ち合わせを行うとともに、対応行動記録表(様式4)を作成すること。

- (ア) 訓練の目的
- (イ) 訓練実施日時
- (ウ) 訓練参加者人数
- (エ) 訓練の実施方法(訓練内容の相談、助言を含む。)
- (オ) 訓練の実施に係る消防機関への通報(訓練の計画、実施結果)

ウ 検証指導当日

- (ア) 検証は、シミュレーション訓練の内容や訓練の参加者人数に応じて、必要な人員(最低3名を確保すること)を配置するとともに、訓練における対応行動の適否等を受託者が作成した対応行動記録表に従って確認すること。また、訓練実施中の写真を1枚以上撮影すること。
- (イ) 指導は、訓練終了後に検証対象物の関係者、防災管理者に対して、(ア)の検証結果に基づく改善事項や推奨事項について口頭等により行うこと。
- (ウ) 防災管理体制検証結果書(様式5)を2部作成し、1部を関係者に交付するとともに、別の1部には立会者の署名を求め、受託者が持ち帰ること。

8 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に向けた対応

(1) 新型コロナウイルス感染症等の発生・拡大に伴う中止連絡等

新型コロナウイルス感染症等の発生・拡大に伴い、委託者から業務の中止や延期等の指示があったときは、検証指導を予定している対象施設の防火管理者等に対してその旨を速やかに連絡すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応

ア 対象施設へ、「検証指導を受ける場合の注意事項・案内事項」(別添2)に基づき、注意喚起を実施すること。

イ 検証指導を行う前に、対象施設に派遣する業務従事者の検温を行い、発熱等の症状がある者は対象施設に派遣させないこと。

ウ 派遣時には、業務従事者は必ずサージカルマスクを着用し、必要に応

じてフェイスシールドを着用するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。

エ 検証指導中は、業務従事者と訓練参加者は一定の距離（おおむね2メートル以上）を保つこと。

オ このほか、業務従事者に対し、日常におけるサージカルマスクの着用や手指消毒の徹底などの感染予防に係る指導や教育等に努めること。

- (3) 上記4(1)イ及びエ(上記4(1)イの条件に該当する部分が含まれているものに限る。)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居者・入所者が利用する部分での訓練が困難である場合は、シミュレーション訓練を実施し、対応行動ごとの検証・評価を行い、時間測定については省略できるものとする。

この場合、夜間の防火管理体制検証実施記録表（様式3-2）の特異事項欄に「新型コロナウイルス感染症の影響により、入居者・入所者が利用する部分での訓練が困難であることから、シミュレーション訓練を実施し、対応行動ごとの検証・評価を行い、時間測定については省略した。」と記載すること。

9 履行報告等

- (1) 受託者は、当月分の業務の履行状況について、翌月10日（ただし、3月分は3月31日）までに完了届（本市指定様式）に、検証指導結果報告書（様式6-1及び様式6-2）、用途毎の検証結果一覧表（様式7-1及び様式7-2）、業務写真報告書（様式8）及び防火・防災管理体制検証指導業務履行詳細表（様式9）を添えて提出すること。
- (2) 上記(1)のほか、当月に実施した検証対象物について、検証指導結果報告書（様式10-1及び様式10-2）に、次の書類の写しを添付して、検証対象物を管轄する消防署に送付すること。

区分	用途等	添付書類
防火管理体制 検証対象物	旅館・ホテル	様式1-1、様式2-1 様式3-1
	社会福祉施設・病院	様式1-2、様式2-2 様式3-2
	物品販売店舗等	様式1-3、様式2-3 様式3-3

防災管理体制 検証対象物	全て	様式4、様式5
-----------------	----	---------

- (3) 事前準備まで終えたものの、検証対象物側の都合により、検証指導当日の出向が不能となった場合、当該検証対象物関係者と打ち合わせした記録（様式については任意とする。）を提出すること。打ち合わせした記録の提出がない場合は、不履行とみなし、事前作業分については支払わないものとする。
- (4) 委託者が指定した検証対象物のうち、検証対象物側の都合により履行期間内における実施が不可能であることが判明したのものについては、その検証対象物の名称、所在地、実施が不可能であることの理由を検証指導結果報告書の備考欄に付記して提出すること。
- (5) 報告した実施件数について、誤記載等により修正する場合の支払いの遡及範囲は前月及び前前月分までとする。ただし、明らかに過払いが認められる場合は、この限りでない。

10 事務室、資器材保管場所等

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、札幌市民防災センター・白石消防署（札幌市白石区南郷通6丁目北）内の委託者が指定するスペースを、本業務における事務室、資器材保管場所等（以下「事務室等」）として使用することができる。ただし、札幌市民防災センター・白石消防署は令和4年度に改修工事を予定しており、この期間中は事務室等として使用することができないため、当該期間中は委託者が指定する別の施設の一部を代替スペースとして使用することができる。なお、契約期間終了後は、原則、原状回復を行うこと。
- (2) 上記(1)により委託者が指定するスペースを事務室等として使用する場合、以下の経費は無償又は委託者の負担とし、その他、本業務の実施に必要な経費は受託者の負担とする。
 - ア 事務室等及び事務室内にある備付物品の使用料
 - イ 事務室等の水道光熱費（電気、水道、ガス、灯油）
 - ウ 事務室等の清掃費
 - エ 事務室等の塵芥処理費用
 - オ 事務室等の付帯設備の維持管理費
- (3) 本業務において訓練参加者が傷害事故等に見舞われた場合、その原因が受託者の責めに帰すべき事由による場合は、受託者の責任において賠償を

含めた対応に当たるものとする。

- (4) 上記(1)及び(2)のほか、本業務の実施に必要な資機材、事務用品等はすべて受託者が準備し契約金額に含めることとする。

11 特記事項

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、委託者と協議の上で処理するものとする。

なお、協議や打ち合わせに関しては、その都度、受託者が議事録を作成し、その内容について委託者の確認を受けた後、委託者に書面等で提出すること。

12 連絡先

札幌市消防局予防部査察規制課査察係

札幌市中央区南4条西10丁目札幌市消防局庁舎3階

TEL:011-215-2050

FAX:011-281-8119

E-mail:sasatsu.shobo@city.sapporo.jp